

小野町一般廃棄物最終処分場の埋立容量の変更を許可しないことなどを求める意見書

株式会社ウィズウェイストジャパンが、小野町に設置した一般廃棄物最終処分場小野ウェイストパークは、本市の主要な水道水源の上流域に立地し、市民に大きな不安を与える存在であることから、本市議会として、これまで許可権者である県や、立地地方公共団体である小野町に対し、当該計画を容認することなく、当該処分場の廃止に向けて対応するよう強く要望してきたところである。

しかしながら、当該事業者は、当該処分場への再搬入を行うべく、昨年8月16日に県に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項に基づく変更許可申請書を提出したところである。

当該処分場については、建設時などにおいて、本市の市民団体が水道水源の安全性を確保する観点などから、建設工事の差し止めや操業停止を求める訴訟を提起した経緯があり、そのような経緯を踏まえると、今回の再搬入計画は、過去の経緯を軽視し、市民感情を無視した計画であると言わざるを得ない。

また、当該処分場が立地する夏井川流域では、令和元年東日本台風により夏井川が氾濫し、これまで経験したことのない大規模な水害が発生したことから、当該処分場からの夏井川への有害物質の流出がこれまで以上に懸念される。

以上のようなことから、本市議会としては、今回の当該処分場への再搬入計画について断じて認めることができない。

よって、福島県、小野町及び田村広域行政組合においては、当該処分場への再搬入計画を容認することなく、今回の変更許可申請を許可又は同意しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月12日

福島県知事 内堀雅雄様
小野町長 大和田昭様
田村広域行政組合代表理事 本田仁一様

いわき市議会議長 菅波 健